

三重県介護助手導入支援事業実施要領

1. 目的

介護助手導入支援事業は、介護職場において、身体介護などの専門的な知識・技術を必要とする業務以外の周辺業務に従事する元気高齢者等（以下「介護助手」という。）の導入を支援し、介護職員が専門的な業務に専念できる環境を整備することで、介護職員の業務負担の軽減及び業務の効率化を図り、介護職員の定着と介護人材の確保に繋げることを目的とし、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領に定めるほか、この要領に定めるところによる。

2. 補助対象者

補助対象者は、県内で次表に掲げる介護サービス事業を行う事業者とする。

区分	サービス種類
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
居宅サービス	通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護

3. 事業内容

補助対象者は、以下の中の取組を行うものとする。

(1) 業務の切り出し・整理

専門家の招へいや研修会の開催等により、普段の業務を振り返り、介護助手が担う業務を「周辺業務」として切り出して整理する。

(2) 募集・説明会の開催

折り込みチラシ等、地域の実情に応じた方法で介護助手の募集を行い、地域の元気高齢者等に対して、介護助手の仕事内容や意義についての説明会を実施する。

(3) 就労マッチング

介護助手として就労を希望する説明会参加者に対し、本人と事業所の意向をすり合わせるためのマッチング面談を行う。

4. 補助対象経費

補助対象の経費は次表に掲げるものとする。また、補助対象者が負担し、年度内に支払いを完了するものを対象とする。

なお、補助対象となる経費に対して、他の助成等を受けている場合には、補助対象としない。

事業内容	補助対象経費
業務の切り出し・整理	○業務の切り出し・整理や業務効率化の検討にあたり、助言・指導を行う専門家等への謝金、旅費。 ○介護助手導入のために開催する研修会の講師謝金・旅費、会場使用料、資料の印刷代。
募集・説明会の開催	○介護助手を募集するためのチラシ印刷費、チラシ配布手数料、新聞折り込み費用、求人サイト掲載費。 ○介護助手を募集する説明会に使用する会場の使用料、資料の印刷代。
就労マッチング	○就労マッチング面談会に使用する会場の使用料、資料の印刷代。

5. 補助金の額

補助金の上限額は、1事業所（同一所在地に複数の事業所がある場合も含む）あたり20万円及び1事業者あたり40万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

6. その他

本事業の実績については、交付要領に基づく中間報告及び実績報告に、以下の項目を含めて報告すること。

- ・介護助手の募集人数
- ・雇用につながった介護助手の人数、属性
- ・事業成果が確認できる資料（募集チラシ、説明会の開催概要等）

附則

この要領は令和元年7月18日から施行する。

附則

この要領は令和2年7月28日から施行する

附則

この要領は令和7年6月27日から施行する